

平成24年10月1日以降

雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金

の支給要件などを 変更します。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降（被災3県は6か月遅れで）、下記のように内容の一部を変更します。

現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

①生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量（または売上高）要件を次のように変更します。

現行

最近3か月の生産量または売上高が、その直前の3か月または前年同期と比べ、5%以上減少

対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成24年10月1日以降（※1）に設定する場合から

最近3か月の生産量または売上高が、**前年同期と比べ、10%以上減少**
（中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます）

②支給限度日数の見直し

1年間と3年間について、限度日数を変更します。

現行

3年間で300日
（1年間での限度なし）

対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成24年10月1日以降（※1）に設定する場合から

1年間で100日（3年間で300日）

対象期間（事業主が設定する1年間）▶

【例1】過去2年間に50日ずつ（計100日）利用した場合

【例2】過去2年間に120日ずつ（計240日）利用した場合

	①22.10.1～23.9.30	②23.10.1～24.9.30	③24.10.1～25.9.30
	50日	50日	100日（従来200日）
	120日	120日	60日

対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成25年10月1日以降（※2）に設定する場合からは

1年間で100日・3年間で150日となります

（上記の例1と2で、③の対象期間にすべての日数を利用した場合、②+③は150日以上となるため、次の1年間は利用できなくなります）

③教育訓練費（事業所内訓練）の見直し

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。

現行

雇用調整助成金：2,000円
中小企業緊急雇用安定助成金：3,000円

平成24年10月1日以降（※1）の判定基礎期間から

雇用調整助成金：1,000円
中小企業緊急雇用安定助成金：1,500円

（※1）岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降変更になります。

（※2）岩手、宮城、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降変更になります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・ハローワーク

